

第 6595 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 1月 6日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 令和3年 延滞税

Q : 令和3年の延滞税の税率が公表されたようですが、どのようになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

先ごろ、国税庁から令和3年1月1日以後の延滞税の割合が公表されました。内容は、次のとおりです。

- ①納期限までの期間及び納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、年「7.3%」と「延滞税特例基準割合(※1)+1%」のいずれか低い割合を適用することとなり、令和3年1月1日から令和3年12月31日については年2.5%の割合が適用されます。
- ②納期限の翌日から2月を経過する日の翌日以後については、年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合を適用することとなり、令和3年1月1日から令和3年12月31日については年8.8%の割合が適用されます。

(※1) 延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

ちなみに、利子税及び還付加算金の割合は、年1%になっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】